

## 2020 利用規約（重要事項）

- 1、 観覧する者を含め、立ち入るすべての者は本規定を遵守することを義務付ける。  
イベントの主催者は、参加者、関係者など すべての入場者の行動に  
責務を負うこととする。
- 2、 施設全域は、閉鎖された特別な施設で、危険が伴う場所であり、立ち入る者すべて  
了承した上での参加で、各人自身の行動はそれぞれの個人の自己責任とし事故や、  
予期せぬ事態が発生し、それぞれの当事者個人に物理的、身体的など考え得る  
すべての不利益を負う事柄が発生した場合においても、そのすべての出来事は  
それぞれの自身の個人的な範疇で処理し他の参加者や、主催者 管理者  
施設所有者など関わる全ての団体や個人に重大な過失があったとしても、責任の追及  
や、損害の賠償をあらかじめすべて放棄した上での参加を参加の条件とする。
- 3、 規約や規定に違反する行為が発覚した場合には、即時進行は停止され  
イベントが中止される。その場合利用料は返還されず 一切抗議も受け付けない。  
また、このような行為が明らかな場合 あらかじめお取引をお断りさせていただく
- 4、 ごみの類を捨てる施設は用意されない、  
すべて各参加者個人が責任を持って管理し持ち帰る。  
風で飛ばされたなど無いように 車外での取り扱いは厳重に注意する。
- 5、 特に喫煙行為は 会場全域を完全禁煙とし、車外での喫煙は厳重に禁止する  
(ただし、ご自身の車の中で適正に管理できる場合に限り可とする)
- 6、 車の外装品の落下や 固定の為のテープなどの散乱、放置には  
参加者すべてが厳重に注意し 誤りの無いようにする。
- 7、 トイレの利用について  
常設の衛生的なトイレは、約1km先のスキー場のトイレを利用していただく。  
近隣の常設トイレは夏季営業専用施設で冬季は閉鎖されている  
管理棟には緊急用の仮設トイレが用意される
- 8、 周辺道路の通行速度は40km以下と自主規制し、  
状況に応じて安全な速度で通行する。  
スキー場へ行く車両や ペンション関係の車両は  
スピードを出して無理な走行をする車両が多数在るので、  
それに関わらないようにし、  
特に 車関係イベントの開催に関わる者としてその様な行動は厳重に慎む。

- 9、 スタッドレスタイヤの装着を原則とし、 スパイクタイヤは原則禁止とする  
(特に注意していただきたい事項をご覧ください)  
チェーンの装着はパイブレーションの発生を理由にお断りさせていただく
- 10、 参加日の前日前夜、及び当日、後日など、周辺道路での  
予習走行、復習走行は厳禁とし、参加者に該当者が発生した場合、  
イベントは即刻中止となり、料金は返還されない。また相応に対処する。  
関係者、参加者が近隣での接触事故、ガードレールなど公共施設の破損事故が発生し  
た場合、必ず警察へ連絡し 良識のある行動で対処する。
- 11、 ナンバーつき車両であっても公道車検不適合車は場外を自走することは厳禁  
スパイクタイヤでの走行 触媒装置の無い車両など 常識持って考える  
また、場内であっても 著しく排気音の大きな車両 触媒装置の無い車両  
液体の漏れている車両などは 走行不可とする
- 12、 排気音 及び 機械装置から発せられる音量は 新車販売店頭渡し状態を基本とする。  
音量の大きな車両は個別に測定し 規定値を超えた場合には いかなる理由があっ  
たとしても走行はできない(測定値は直近音量90db または 2m先通過時の加  
速音量80dbを予定)
- 13、 スパイクタイヤでの走行は推奨せず、特に厳しく規制させていただく  
一般走行時間帯に使用できるスパイクタイヤは トレッドパターンの  
1ブロックあたり 1ピン以下 突き出し量は2mm 以下のものを基本とし  
逸脱したものに対しては 管理者側の一存で使用をお断りする  
可否の判断につきましては 一切の意見、抗議は受け付けない  
それでもご納得いただけない場合には 本文3、の項を今一度お読みください
- 14、 参加者や関係者が関係する状況で接触事故などが発生した場合 管理人、管理者は  
その解決に関しては一切 関与、調停の責務を負わない、但し事前にくれぐれも  
接触事故などの発生に留意する啓発、文書の告示などを行っているので 参加者の  
事故懸案に関しては 原則、接触した側に過失責任があるものとの立場とする  
ただし、本文の表記を念頭においても 管理人、管理者 またその関係者に重大な  
過失があったとしても発生した事故などのついで責任を負わないこととする
- 15、 特に 参加者を公募しイベントを開催する場合には  
必ずタイムスケジュールを事前に製作、告知し、事前に必ず管理側に提出する
- 16、 イベント開催のお約束や お取引の受託につきましては 管理者と主催者の  
双方の合意の下ではじめて協議の対象とし  
いずれかに 取引の意思がない場合には いかなる事情に於いても協議はしない